

受注型企画旅行取引条件説明書（要約）

国内受注型企画旅行条件説明書（必ずお申込みの際ご確認ください）
旅行業法第12条の4による取引条件説明書・旅行業法第12条の5による契約書面

1.（適用範囲）

- (1)当社がおお客様との間で締結する受注型企画旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- (2)当社が法令に反せず、かつ、お客様に不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

2.（用語の定義）

この約款で「受注型企画旅行契約」（以下単に「契約」という。）とは当社が、お客様の依頼により、旅行者が提供を受けることができる旅行サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行計画を作成し、これを実施する旅行を言います。

3.（旅行契約の内容）

当社は、この契約において、お客様が当社の定める旅行日程に従って、旅行サービスの提供を受ける事が出来るように、手配し、旅程を管理する事を引き受けます。

4.（手配代行者）

当社は、この契約の履行に当って、手配の全部又は一部を他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させる事があります。

5.（契約の申込みとお支払い）

当社にこの契約の申込みをしようとするお客様は、当社の申込書に所定の事項を記入の上、提出して頂くと共に、当社が定める申込金をお支払い頂きます。

6.（契約成立の時期）

当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に契約が成立したものとします。

7.（契約成立の特則）

当社は書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結を承諾した時に契約が成立したものとし、この契約成立時期は、書面において明らかにします。

8.（契約書面の交付）

当社は、契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する記載した契約書面を交付します。

9.（取消料がかかる場合）

お申込後、お客様の都合により旅行を取消す場合は下記の取消料（旅行代金をお支払いされていない場合は違約料）を申し受けます。

○ **当社取消料（違約金）** 旅行の変更は取消料に準じます。

（区分）	（取消料）
①出発日の21日前まで	企画料金相当金額
②出発日の20日～8日前	旅行代金の20%
③出発日の7日～2日前	旅行代金の30%
④出発日の前日	旅行代金の40%
⑤当日（⑥の場合を除く）	旅行代金の50%
⑥旅行開始（集合時刻）後又は無連絡解除の場合	旅行代金の100%

尚、取消・変更等のご連絡は営業時間内にお願ひ致します。

メール・FAX等にてご連絡頂いた場合は当社がそれらを受け取った日時を基準と致しますので、状況によっては翌営業日の扱いとなり、お客様に不利益が生じる場合があります。

10.（取消料がかからない場合） 一部例示

旅行契約内容に以下例示する重要な変更が当社により行われた場合（天災、気象条件による変更を除く）。

- (1) 旅行開始日または終了日の変更。
- (2) 観光地、観光施設、その他 主たる目的地の変更。
- (3) 運輸・宿泊機関の種類、設備又は等級のより低いものへの変更。
- (4) 旅行代金が増額された場合。
- (5) 当社の責めに帰すべき事由により、旅行の実施が不可能となった場合。

11.（旅行内容・旅行代金の変更）

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送の提供、その他当社の関与できない事由が生じた場合に、理由を説明して契約内容を変更する事があります。尚 緊急の場合は変更後に説明致します。その変更に伴い、旅行代金を変更する事があります。経済情勢の変更により、利用する運送機関の運賃・料金の大幅な改定が合った場合には旅行代金をその差額分だけ変更致します。

この場合は出発日の14日前までにお知らせ致します。

12.（当社による旅行契約の解除） 一部例示

- (1)前項の事由による旅行内容の変更にもかかわらず旅行サービスの提供が困難な場合。
- (2)病气その他の事由により団体旅行に支障がある場合。
- (3)旅行代金を期日までにお支払い頂けない場合。（この場合、取消料と同額の違約金を申し受けます。）

13.（お客様の交換）

お客様はあらかじめ当社の承諾を得て交換することが出来ます。これにより発生する費用はご負担頂きます。

14.（特別補償規定）

当社は旅行業約款特別補償規定により、お客様が旅行中に偶然かつ急激な外来事故により、その生命、身体に被った一定の損害につきましては所定の見舞金を支払います。

15.（旅程保証）

旅行日程に10.の(1)～(5)に掲げる重要な変更が行われた場合は受注型企画旅行約款の規定により、その内容変更に応じて旅行代金の1～3%に相当する変更保証金を支払う場合があります。ただし、一旅行契約について支払われる変更保証金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更保証金の額が1,000円未満の場合、変更保証金は支払いません。また、11.に掲げる事由の場合、変更保証金は支払いません。

16.（お客様の責任）

当社は、お客様の故意または過失、法令、公序良俗に反する行為により、当社が損害を被ったとき（旅行の円滑な実施を妨げた場合等を含む）は、お客様がその損害を賠償しなければなりません。

17.（個人情報の取扱について）

当社は、旅行申込みの際に提出された個人情報について、お客様との間の連絡の為に利用させて頂くほか、お客様がお申込頂いた旅行において運送・宿泊機関の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領の為に手続に必要な範囲内で利用させて頂きます。

この他当社では

- ① 会社及び提携する企業の商品やサービス、キャンペーンご案内。
- ② 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。
- ③ 各種アンケートのお願い。

等にお客様の個人情報を利用して頂く事があります。

* **営業時間** 日・祝日・年末年始（12/29～1/6）を除く
平日の9：30～18：00
土曜は9：30～12：00

株式会社 **トラベル・セゾン**

101-0061 東京都知事登録旅行業 2-2210 号
東京都千代田区神田三崎町2-20-4 八木ビル4F
TEL 03-3263-4311 FAX 03-3263-6521
旅行業務取扱管理者 三東博之